

大阪市長

横山 英幸 様

大腎協第 24-05-001 号
2024年 8月 8日

特定非営利活動
大阪腎臓病患者
会長 大西



事務局
大阪市淀川区西中島 6-2-3
チサンマンション第 7 新大阪 617 号
電話番号：06-6885-8030

透析患者の医療と暮らしに関わる要望書

貴自治体におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は住民の医療・福祉行政に格別のご配慮を賜り感謝申し上げます。

私たち特定非営利活動法人大阪腎臓病患者協議会は大阪府内に在住の透析患者を中心として活動を続けている患者団体です。

公益社団法人日本透析医学会の調べによりますと、国内の透析患者は 2022 年 12 月 31 日現在で 347,474 人、大阪府内の透析患者は、23,391 人を数えます。患者全体の平均年齢は 69.87 歳、2022 年に透析導入した患者に限ると 71.42 歳であり、高齢化が顕著となっています。透析患者の増加を防ぐために慢性腎臓病（CKD）の予防啓発事業の推進が重要です。

近年、糖尿病性腎症から透析に至る高齢透析患者の増加が著しく、合併症や重複障害に苦しむ透析患者が増えています。それに伴い通院に介護を必要とする人が増え、誰かの手を借りなければ日常の生活が出来ない患者が激増しているのが現状です。

また、透析患者はウイルスや細菌などに対する抵抗力が弱く、感染症弱者と言われています。近年大流行した新型コロナやインフルエンザなどに感染すると重症化しやすい傾向にあります。透析患者は週 3 回以上通院治療を生涯続けなければなりません。通院にも費用が掛かり家計を圧迫しています。これ以上医療の自己負担が増えると、患者の生活は益々厳しくなっていきます。

以上の状況を踏まえ、透析患者の医療と暮らしを守るため、別紙の通り要望いたします。

要 望 事 項

1. 障がい者医療費助成事業について現行の制度を継続してください。

障がい者医療費助成制度は2004年に見直しが行われ、それまで自己負担が無かったものが一部自己負担への制度になりました。所得制限についても大幅な見直しが行われました。合併症や重複障害のため複数の医療機関で診療を受けている患者も多く、年金等の収入は減る一方、負担額は増えるばかりです。

国では2018年度より医療・介護制度の同時見直しが行われ、自己負担が増えました。また、大阪府においても2018年度より障がい者医療費助成制度の見直しが実施され、こちらも一部自己負担額が増えました。

私たち透析患者は週3回、月12回から13回の透析を受けなければなりません。加えて、薬局での処方薬の受取は月2～4回ほどの頻度になり、患者によっては月に8000円以上の負担となる場合もあります。これは1医療機関利用の場合です。透析患者の7割ほどは透析専門のクリニックへ通院しており、合併症や重複障害に苦しむ患者も数多く、複数の医療機関を利用することになります。月額上限額を3000円とする償還は行われますが、立替金が償還されるまでの間、家計は大きく圧迫されます。入院をすると立替金の負担に給食代や居住費が加わり、負担は更に増大します。

自己負担額がいったん引き上げられた場合、その額が引き下げられた例は他府県でも皆無です。貴自治体におかれましては、私たちのこうした状況をご理解いただき、患者の負担がこれ以上増えないよう、障がい者医療費助成事業の継続を維持されますよう、強く要望いたします。

2. 通院支援が必要な透析患者について行政において施策を講じてください。

慢性腎不全に至った患者への人工透析医療技術の進歩は目覚ましく、今日では比較的安定した治療が受けられるようになり、多くの人たちが社会復帰をしております。しかし、一方では長期透析患者や高齢の患者、また糖尿病性腎症からの透析導入患者が著しく増加し、このような中で透析合併症に伴う重複障害により要介護となる透析患者の増大が大きな問題となっています。

透析患者は生涯人工透析治療のため、週3回以上の通院治療が必要です。また、介護保険制度においては介護度の基準の見直しが行われました。そのため自己負担が増加し入院・入所も厳しくなりました。月12回から13回の通院のための介護が受けられなくなった者も多くいます。生活支援事業の対象に加えていただくなど、自己負担の軽減を図ってください。

重複障害などにより通院困難な透析患者が利用できる入院・入所施設は現在ほとんどありません。行政としても対策と整備に取り組んでください。

以上の通り要望いたします。

2024年 8月 8日

特定非営利活動法人 大阪腎臓病患者協議会